

FMCだより

9月1日は防災の日、そして9月は台風シーズンでもあります。貴社の防災対策は十分できていますか。万が一が起きてしまう前の準備が、いざという時に頼りになります。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号

TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



社内交際費と5,000円基準

登場人物
M社 経理部長
M社の 顧問税理士

な、なんと

この領収書には接待先の名前が書かれていないが、ようですよ。

あれ、そうでしたか？

ええ、顧問税理士

古門部長

見せてください。

これは、社内の上げです。取引先は違います。

社内交際費ですか。

ええ、そうです。

古門部長

顧問税理士

社内交際費は五千円基準の対象外です。全額交際費等になります。

な、なんと！

古門部長

顧問税理士

飲食でも？

はい。

今まで五千円基準の対象にされたか？

な、なんと！

古門部長

顧問税理士

記憶にないなあ。

おーい。

税務調査では、様々な角度から適正な税の計算がなされているのかが確認されます。法人の交際費等の取扱いについても、会社代表者の個人的な費用を会社の交際費としていないか、本来税務上の交際費等として処理すべきものを処理していないものはないかなど、帳簿や領収書等の書類その他の資料等をもとに調べられます。特に1人あたり5,000円以下の飲食費（以下「5,000円基準」）を税務上の交際費等から除くことができる制度が導入されてから、この制度の適用についても税務調査の重点確認項目になっています。

5,000円基準とは

飲食その他これに類する行為のために要する費用で、次の算式で計算した金額が5,000円以下であれば、税務上の交際費等から除くことができ、損金とすることができます（措法61の4③二、措令37の5①）。

$$\text{支出金額（円）} \div \text{参加人数（人）} \leq 5,000\text{円}$$

この場合における、5,000円基準のポイントは、次の通りです。

- ・ 出金額は、会社の経理方式によって消費税込か抜きか異なります。例えば、税込み63,000円を支払った場合に、会社が消費税の経理処理について税抜き方式であれば60,000円が支出金額となり、税込み方式であれば63,000円が支出金額となります。
- ・ 支出金額は、総額で判断します。例えば、1人2,000円ずつ徴収していたとしても上記支出金額は支払った総額を差し、徴収した金額を控除した残額ではありません。
- ・ 参加人数は、接待した相手先及び接待を行った社員等の合計です。5,000円基準に見合うよう、接待を行った社員が参加人数を水増ししているケースが税務調査で発覚しているようです。このような行為は会社の不正行為とみられてしまう可能性もありますので、注意しましょう。

この5,000円基準の支出金額として該当するものは、取引先等社外の者を飲食接待等する場合のほか、これらの者によって飲食が想定される差し入れなどです。贈答品として贈る飲食物の詰め合わせ等は、飲食接待等に付随して支出した場合を除き、該当しません（措通61の4(1)-15の2）。このように、5,000円基準は社外の者への飲食接待等が前提であるため、例え飲食であってもいわゆる社内交際費については適用されません（措法61の4③二）。

なお、5,000円基準を適用するためには、一定の書類の保存が必要です。実務としては、少なくとも日付、店名、金額等の記載のある領収書に参加者の氏名等及び参加者数を記載しておくことなどが求められます。

非常用品と税務の取扱い

9月1日は防災の日です。この時期は、台風などの災害が起きやすい時期でもあるため、防災対策の見直しをされる事業所も多いのではないのでしょうか。特に東日本大震災発生時には帰宅困難者が大勢いたことを受け、家庭だけではなく事業所でも非常用品を備蓄しているケースが増えているようです。そこで今回は、非常用品に関する税務上の取扱いをお届けしたいと思います。

費用それとも資産？

非常用の食糧品や軍手、ヘルメット、縄などの少額の備品を会社が備蓄した際、仕訳科目は何になるのでしょうか？費用（消耗品費）でしょうか、それとも資産（貯蔵品）でしょうか？

消耗品費と貯蔵品の分かれ目は、いつ事業の用に供したのかです。事業の用に供すれば消耗品費として費用（損金）となりますし、そうでなければ貯蔵品として資産計上しなければなりません。

それでは、これらの非常用品はいつの時点で事業の用に供したことになるのでしょうか？

非常用品の税務上の取扱い

非常用品の税務上の取扱いについては、国税庁のホームページで公表されている「非常用食料品の取扱い」が参考になります。まず、こちらをご覧ください。

非常用食料品の取扱い

【照会要旨】

当社は、地震などの災害時における非常用食料品（長期備蓄用）としてフリーズドライ食品1万人分2,400万円を購入し、備蓄しました。このフリーズドライ食品は、酸素を100%近く除去して缶詰にしたもので、賞味期間（品質保証期間）は25年間とされていますが、80年間程度は保存に耐え得るものといわれています。このように長期間保存のきくものであっても、購入時の損金の額に算入して差し支えありませんか。

なお、当該食品の缶詰1個当たりの価格は、その中味により1,000円（150g缶）～6,000円（500g缶）です。

（注）従来のもは、その品質保証期間が2～3年であるため、当該期間内に取り替えています。その取替えに要する費用は、その配備時の損金の額に算入しています。

【回答要旨】

備蓄時に事業供用があったものとして、その時の損金の額（消耗品費）に算入して差し支えありません。

（理由）

- 1 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであること。
- 2 その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、減価償却資産（法人税法施行令第13条）又は繰延資産（法人税法施行令第14条）に含まれないこと。
- 3 仮に、当該食品が法人税法施行令第10条第6号（棚卸資産の範囲）に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること。
- 4 類似物品として、消火器の中味（粉末又は消火液）は取替え時の損金として取り扱っていること。

【関係法令通達】法人税法施行令第10条第6号、第13条、第14条第1項第6号、法人税基本通達2-2-15

上記事例についてポイントとなるべきは、非常用品の税務上の取扱いは「備蓄することをもって事業の用に供したと認められること」にあります。これは、理由4にある消火器の中身について取替え時の損金として取り扱っていることと同じことといえるでしょう。消火器の中身を取替える＝備蓄する、ということになるからです。

なお、非常用品は一度そろえたからといって、そのままにしておくことはできません。定期的な中身の確認や数の確認、入れ替えの時期などを把握する必要があります。備蓄時点で損金にできるため、管理を疎かにしてしまわないように、注意しましょう。

労務情報



退職後も受給できる 健康保険の傷病手当金

健康保険では、被保険者および被扶養者の私傷病による疾病、負傷、死亡または出産に対して給付が行われますが、この他にも、退職などにより被保険者でなくなった後であっても、一定の要件を満たすことで継続的に給付が受けられるもの（以下、「継続給付」という）があります。今回はこの継続給付の一つである傷病手当金について、その支給額などの基本的事項および継続給付の要件を解説します。

1. 傷病手当金を受給するための要件

傷病手当金は、被保険者である従業員が病気やけがによる療養のために会社を休み、給与を受けられないときに、その所得の補てんとして受けることのできるものです。この給付を受けるためには以下の4点のすべてを満たす必要があります。

- ①私傷病による病気やけがのため療養中であること
- ②医師が労務不能であると認めていること
- ③労務不能の日が継続して3日間あること（待期期間）
- ④労務不能により給与の支払いがないこと

2. 傷病手当金の支給額と支給期間

傷病手当金は1. の要件を満たした場合に、待期期間後の4日目から、休んだ日に対して支給され、その支給額は、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額（1円未満四捨五入）です。この標準報酬日額は被保険者ごとに決定されている標準報酬月額の30分の1に相当する額（10円未満四捨五入）になります。

傷病手当金の支給期間は、支給開始日から最長1年6ヶ月間となっています。なお、休んだ日について給与が支払われ、その額が傷病手当金の額より多い場合には、傷病手当金は支給されず、逆にその額が傷病手当金の額より少ない場合は、傷病手当金と給与の差額が支給されます。

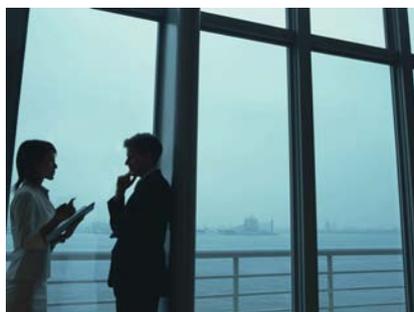
3. 受給手続き

傷病手当金を退職後も継続的に受給するための要件には以下の2つがあり、いずれも満たした場合には、支給開始日から1年6ヶ月の期間が満了になるまで支給を受けることができます。

- ①健康保険の資格喪失日の前日（退職日等）までに被保険者期間が継続して1年以上あること
- ②健康保険の資格喪失日の前日（退職日等）に傷病手当金の支給を受けているか、または、受けられる状態にあること

私傷病により退職する場合には、この継続給付は貴重な収入となります。対象となる従業員には、要件を確認の上、通常の退職手続きに加えて説明をすることが求められます。





増加するBCP策定企業

9月は台風シーズン本番の季節ですが、貴社の防災対策は万全でしょうか。企業の防災対策として、東日本大震災後に改めて注目を集めたBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）ですが、実際に策定している企業はどのくらいあるのかご存知ですか。

企業の認知・策定が進むBCP

今年（平成24年）3月に内閣府が発表した「企業の事業継続の取組に関する実態調査」（※1）から、企業のBCP策定状況に関するデータをまとめると、以下のようになります。

調査対象の大企業の45.8%、中堅企業の20.8%が策定済みとなっています。21年度に比べると、いずれも増えていることがわかります。

一方、BCPを知らなかったという割合を21年度と比べると、大企業では12.0%が0.3%に、中堅企業では45.3%が13.3%へと減少しています。大企業、中堅企業におけるBCPの認知が進み、策定する企業も増えていることがわかります。

BCPの策定状況（単位：％）

	大企業		中堅企業	
	21年度	23年度	21年度	23年度
策定済み	27.6	45.8	12.6	20.8
策定中	30.8	26.5	14.6	14.9
策定予定（検討中を含む）	16.9	21.3	15	30.7
予定なし	11.1	5.7	10.3	19.7
BCPを知らなかった	12.0	0.3	45.3	13.3
無回答	1.5	0.4	2.2	0.7

内閣府「企業の事業継続の取組に関する実態調査 概要」より作成

中小企業でのBCP導入はどうか

上記調査では中小企業は対象となっていないため、中小企業でのBCPの策定状況は把握できません。中堅企業に比べると策定している企業は少ないのではないかと考えられますが、策定を検討している企業や関心を持っている企業は震災前に比べると増えている可能性があります。

また、策定しようにも策定方法などがわからない企業もあるでしょう。こうした企業には、中小企業庁がサイト上で公開しているBCP策定ノウハウ（※2）が参考になります。このノウハウを使うことで、自社のBCPを策定することができます。まだBCPを策定していない企業は、ぜひ中小企業庁の情報などを参考に策定してみたいかがでしょうか。

なお、BCPを策定し計画を進める中小企業向けに、融資制度が設けられています。以下にその概要を、中小企業庁の「平成24年度中小企業施策利用ガイドブック第2版」より紹介します。

防災施設整備融資制度（BCP融資）

中小企業BCP策定運用指針に則りBCPを策定している中小企業が、計画に基づいて施設整備を行う際に必要な資金の融資が受けられる制度です。

- 貸付限度額 : 7億2千万円
- 貸付利率 : 基準利率（ただし、2億7千万円を限度として特別利率）
- 貸付期間 : 20年以内（うち据置期間2年以内）
- 取扱金融機関 : 日本政策金融公庫（TEL：0120-154-505）
沖縄振興開発金融公庫電話（TEL：098-941-1795）

（※1）企業の事業継続の取組に関する実態調査

「大企業」、「中堅企業」及びこれらを除く「資本金5千万円以上の企業」に該当する企業のうち、5,490社を抽出して平成23年11月に行われた調査。有効回答数1,634社、回収率29.8%。

<http://www.bousai.go.jp/kigyoubousai/topics/index.html>

（※2）中小企業庁 中小企業BCP策定運用指針

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>



医業関連臨時労働者の時間給

医療機関でも臨時の労働者を採用することがあるでしょう。ただし採用の際に賃金をいくらにするかについて、悩むことは少なくないようです。ここでは、厚生労働省の調査（※）から、医業関連職種の臨時労働者に対して支給する1時間当たりの現金給与額データをご紹介します。

1時間当たりの給与額が最も高いのは？

上記調査から、労働者規模別に医療機関等が臨時労働者に支給する1時間当たりの現金給与額をまとめると、下表のとおりです。

医業関連職種別臨時労働者の1時間当たりきまって支給する現金給与額

	性	労働者数規模1,000人以上		労働者数規模100~999人		労働者数規模10~99人		労働者数規模5~9人	
		年齢	1時間当たりきまって支給する現金給与額	年齢	1時間当たりきまって支給する現金給与額	年齢	1時間当たりきまって支給する現金給与額	年齢	1時間当たりきまって支給する現金給与額
		歳	円	歳	円	歳	円	歳	円
医師	男	58.7	9,861	44.5	11,280	45.9	11,895	41.5	9,000
	女	45.2	9,329	34.6	11,366	41.2	10,529	-	-
歯科医師	男	-	-	56.5	7,000	-	-	-	-
	女	-	-	37.5	7,143	-	-	34.5	3,200
薬剤師	男	-	-	63.5	3,000	-	-	-	-
	女	46.5	2,500	40.4	2,835	45.0	2,391	50.0	2,200
看護師	男	-	-	37.4	2,165	36.3	2,742	-	-
	女	43.8	1,531	44.5	1,552	39.5	1,665	42.0	2,494
准看護師	男	21.5	711	31.5	1,600	-	-	-	-
	女	49.5	1,173	61.7	1,676	56.5	1,470	51.1	1,617
看護補助者	男	-	-	29.6	1,129	46.6	1,068	-	-
	女	-	-	47.2	954	47.1	1,104	-	-
診療放射線・診療エックス線技師	男	63.5	5,694	36.3	3,900	72.1	3,623	-	-
	女	37.5	5,675	37.4	2,141	39.2	3,325	-	-
臨床検査技師	男	-	-	49.5	5,300	60.5	1,650	-	-
	女	60.5	1,860	42.2	1,691	43.2	2,183	-	-
理学療法士、作業療法士	男	36.5	5,850	38.9	4,957	53.7	15,631	-	-
	女	34.5	5,000	36.5	2,208	46.6	2,612	-	-
歯科衛生士	男	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	40.0	1,296	45.0	737	41.6	1,423
歯科技工士	男	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 「-」は、該当する数値がないことを表します。

厚生労働省「平成23年賃金構造基本統計調査」より作成

すべての規模でデータのある職種が少ないのですが、最高額を比較すると、理学療法士、作業療法士（男）の15,631円が最も高くなっています。次いで医師（男）、医師（女）、歯科医師（男）、歯科医師（女）の順になっています。採用の際の参考になりましたら幸いです。

（※）平成23年賃金構造基本統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とした調査です。6月分の賃金等について調査を行っています。

ここでの臨時労働者とは、日々または1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月または5月に雇われた日数がいずれの月においても17日以下であるものをいいます。詳細は以下の厚生労働省のページで確認できます。

賃金構造基本統計調査（全国）

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chingin_zenkoku.html

今月は3月決算先では上半期の業績の確認及び下半期の方針を決める大事な時期です。また台風シーズンですので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2012年9月

お仕事備忘録

1. 上半期の業績報告及び下半期の方針発表会
2. 平成24年9月分(10月納付分)から厚生年金保険の保険料率が改定
3. 社会保険料 定時決定結果の反映(平成24年9月より)
4. 障害者雇用支援月間
5. 高卒採用の選考・内定開始
6. 防災や安全対策の見直し



1. 上半期の業績報告及び下半期の方針発表会

3月決算法人は9月で上半期が終了します。経営計画の達成状況をチェックし、下半期の対策や今後の経営計画の再検討をしましょう。また、社員全員で検討会を開催し、意思の疎通を図るのも良いでしょう。会場が必要な場合は早めに手配しておくことが肝心です。

2. 平成24年9月分(10月納付分)から厚生年金保険の保険料率が改定

今月分から厚生年金保険料が変更になり、0.354%引き上げられ16.766%となります。変更後の保険料は「平成24年9月分(10月納付分)から、平成25年8月分(9月納付分)まで」適用されますので、給料からの控除間違いのないように注意が必要です。

3. 社会保険料 定時決定結果の反映(平成24年9月より)

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月から新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取り扱いをご確認ください。

4. 障害者雇用支援月間

9月は「障害者雇用支援月間」です。平成25年4月より法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられることが決まりました。この法定雇用率を満たしていない企業においては、障害者雇用に向けて採用活動を始めましょう。

5. 高卒採用の選考・内定開始

来春高卒予定者については、求人票も各学校へ配布され各学校からの「〇〇という者を推薦しますので〇月〇日に履歴書を持って行かせます。」などと推薦の連絡が入り、採用活動も本格的になります。推薦文書・応募書類で書類選考、面接の日程・内容の打合せ、面接・採用試験後の段取りを決め、採用試験を迎えましょう。

採用選考では面接をする企業も多数あることと思いますが、してはいけない質問もあります。

以下の質問はタブーとなりますので注意しましょう。

- ◆出身地、本籍を問うもの
<あなたの出身地はどちらですか>
- ◆家族構成、家族の職業を問うもの
<あなたのお父さんは何をしていますか。ご兄弟の勤務先はどちらですか>
- ◆志願者の信条を問うもの
<あなたの尊敬する人物を教えてください>

6. 防災や安全対策の見直し

[防災対策]

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、全社的に再点検しましょう。

- 大雨で雨漏りがしてしまうかも！
施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。
- 万が一が起きてしまう前に！
ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。
 - ・非常時用の医薬品等の準備
 - ・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

[安全運動]

秋の全国交通安全運動が9月21日～30日にかけて行われます。これを機に、安全運転の徹底や自動車通勤許可申請の更新手続き、運転免許証のチェックを行うなど社内管理を強化しておきましょう。



台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備(取引先への連絡手段、代替手段など)もしておきましょう。



2012.9

日	曜日	六曜	項目
1	土	先負	
2	日	仏滅	
3	月	大安	
4	火	赤口	
5	水	先勝	
6	木	友引	
7	金	先負	白露
8	土	仏滅	
9	日	大安	
10	月	赤口	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(8月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	火	先勝	
12	水	友引	
13	木	先負	
14	金	仏滅	
15	土	大安	
16	日	友引	●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	月	先負	敬老の日
18	火	仏滅	
19	水	大安	
20	木	赤口	
21	金	先勝	●秋の全国交通安全運動(～30日まで)
22	土	友引	秋分 秋分の日
23	日	先負	
24	月	仏滅	
25	火	大安	
26	水	赤口	
27	木	先勝	
28	金	友引	
29	土	先負	
30	日	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払(8月分)※10月1日期限